

## 在留資格「留学」の取得について

日本の大学で学ぶためには、基本的に在留資格「留学」を得る必要があります。「短期滞在」の在留資格で大学に在籍することはできません。また、「家族滞在」「定住者」等の在留資格でも入学することはできませんが、「留学」以外の在留資格の場合、奨学金等、留学生対象の各種補助制度は利用できませんのでご了承ください。

### 在留資格「留学」の申請について

#### A. 入学手続き時に日本に滞在している者

入学許可書の交付を受けた国内出願者は、ただちに最寄りの入国管理局にパスポートと在留カードまたは外国人登録証明書を持参して「留学」の在留資格を申請してください。

##### (1) 「家族滞在」等から「留学」への在留資格の変更を申請する場合

下記の書類を添付してください（書類は6カ月以内に作成されたものに限りです）。

- ①在留資格変更許可申請書（入国管理局指定書式 申請人作成用3枚、所属機関作成用2枚）
- ②入学許可書またはその写し（写しの場合、原本の提示が必要です）
- ③その他（P.3 ◎注意 を参照）

##### (2) 「短期滞在」の在留資格を所有する者が、「留学」の在留資格を申請する場合（査証相互免除取決め国からビザなしで入国した者が「留学」の在留資格を申請する場合を含む）

「短期滞在」から「留学」の在留資格への変更申請は、まず「留学」用の「在留資格認定証明書」を最寄りの入国管理局に申請し、発行され次第、最寄りの入国管理局で「在留資格変更許可申請」を行ってください。また、変更許可申請が日本国内でできない場合は、「在留資格認定証明書」が発行され次第、日本国外の日本大使館等在外公館で「留学」ビザを申請してください。

在留資格認定の申請には下記の書類を添付してください（書類は6カ月以内に作成されたものに限りです）。

- ①在留資格認定証明書交付申請書（入国管理局指定書式 申請人作成用3枚、所属機関作成用2枚）  
※5枚あるうちの最後の2枚(所属機関作成用)は大学で作成します。入国管理局で申請を行う前に余裕をもって法政大学大学院事務部専門職大学院課（Email:innovation@hosei.ac.jp/Tel:03-3264-5326）まで申し込んでください。

※記入フォームは入国管理局のWEBサイトからダウンロードできます。

入国管理局WEBサイト <http://www.immi-moj.go.jp/>

（記入フォームは <http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-1-1.html>）

- ②写真1枚（縦4cm×横3cm、①の申請書に貼付）
- ③入学許可書またはその写し（写しの場合、原本の提示が必要です）

入学許可証は全ての入学手続きを完了した方に発行します。入学手続き完了後、大学院事務部専門職大学院課（Email:innovation@hosei.ac.jp/Tel:03-3264-5326）まで申し込んでください。

- ④定型の返信用封筒（簡易書留料金404円分の切手を貼付、「在留資格認定証明書」送付先(日本国内に限る)の住所を記入したもの)
- ⑤その他（P.3 ◎注意 を参照）

## B. 入学手続き時に日本に不在の者

入学手続き時に日本に不在の者は、出願時まで以下のとちらかに決めてください。

### <代理申請を日本国内に滞在する者に依頼する場合>

代理申請者に写真1枚を送付し、以下の(1)および(2)について依頼してください。代理申請者は本邦居住の経費支弁者または親族に限ります。

(1) 入学許可書を送付された代理申請者は、直ちに入国管理局に、下記の書類を提出して、「留学」ビザ申請のための「在留資格認定証明書」の交付を代理申請してください（書類は6カ月以内に作成されたものに限ります）。

①在留資格認定証明書交付申請書（入国管理局指定書式 申請人作成用3枚、所属機関作成用2枚）

※5枚あるうちの最後の2枚(所属機関作成用)は大学で作成します。入国管理局で申請を行う前に余裕をもって大学院事務部専門職大学院課（Email:innovation@hosei.ac.jp/Tel:03-3264-5326）まで申し込んでください。

※記入フォームは入国管理局のWEBサイトからダウンロードできます。

入国管理局WEBサイト <http://www.immi-moj.go.jp/>

（記入フォームは <http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-1-1.html>）

②写真1枚（縦4cm×横3cm、①の申請書に貼付）

③入学許可書またはその写し（写しの場合、原本の提示が必要です）

④定型の返信用封筒（簡易書留料金404円分の切手を貼付、「在留資格認定証明書」送付先の代理申請者の住所を記入したもの）

⑤その他（P.3 ◎注意 を参照）

(2) 「在留資格認定証明書」は通常、申請の約1カ月半後に入国管理局から代理申請者に送付されます。「同証明書」の送付を受けた代理申請者は、直ちに本人に、速達書留の航空便で送付し、本人に「留学」ビザの申請をさせてください。

(3) 本人は、最寄りの日本大使館等在外公館に「在留資格認定証明書」とパスポートを提示して「留学」ビザを取得してください。

### <代理申請を法政大学に依頼する場合>

「留学」ビザ申請に必要な「在留資格認定証明書」の代理申請を行う者（本邦居住の経費支弁者または親族）がない場合は、本学がこれに代わって代理申請を行います。その場合は、手続に必要な以下の書類を、出願時に出願書類と一緒に法政大学に送付してください。必要書類を出願時に同封しなかった場合は、大学は代理申請を行いません。またこの結果ビザの取得ができないために入学ができなかった場合でも、入学金の返還には応じません。

ただし、大学が代理申請をしても「在留資格認定証明書」が発行されない場合もありますので、承知のうえ、申請してください。なお、大学に提出された書類は試験の可否に関わらず返還しません。

～手続に必要な書類～

①在留資格認定証明書交付申請書（入国管理局指定書式 申請人作成用3枚）

※ 5枚あるうちの最後の2枚(所属機関作成用)は大学で作成しますので記入・提出は不要です。

※ 記入フォームは入国管理局のWEBサイトからダウンロードできます。

入国管理局WEBサイト <http://www.immi-moj.go.jp/>

(記入フォームは <http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-1-1.html>)

② 写真1枚 (縦4cm×横3cm、①の申請書に貼付)

③ パスポートのコピー (顔写真のページ)

④ 在留資格認定証明書大学代理申請願 (本学所定のもの。このホームページの下記リンクからダウンロードできます)

⑤ その他 (下記 **◎注意** を参照)

代理申請の方法によらず本人が自国において「在留資格認定証明書」の申請をする方法がありますが、この場合、「留学」ビザの取得までに数カ月を要することがあります。

**◎注意** 「その他」について

- ・ 必要に応じ、学費・生活費の支弁、経歴に関する書類の提出を求められる場合があります。
- ・ 提出資料が外国語により作成されているときは、公的証明書付きの日本語訳を添付してください。

**【問い合わせ先】** ※不明な点は以下に事前に確認すること。

東京入国管理局 外国人在留総合インフォメーションセンター

〒108-8255 東京都港区港南5-5-30 電話：03-5796-7112